

令和2年度第1回 深谷市上下水道事業運営審議会資料

～令和2年度 上下水道事業会計予算について～

1. 会計の区分

会計の区分として**一般会計**、**特別会計**があります。

一般会計は、福祉・教育・土木・衛生などの経費を市税などを主な財源として経理する会計です。

特別会計は、特定の目的のための会計で国民健康保険税など特定の収入があり、一般会計から切り離して経理する会計です。特別会計の一つに**公営企業会計**があります。

公営企業会計は、事業収入を主な財源として独立採算の原則により特定の事業を経理する会計です。水道事業及び下水道事業はこれに該当します。

2. 令和2年度水道事業会計予算

(1) 予算規模

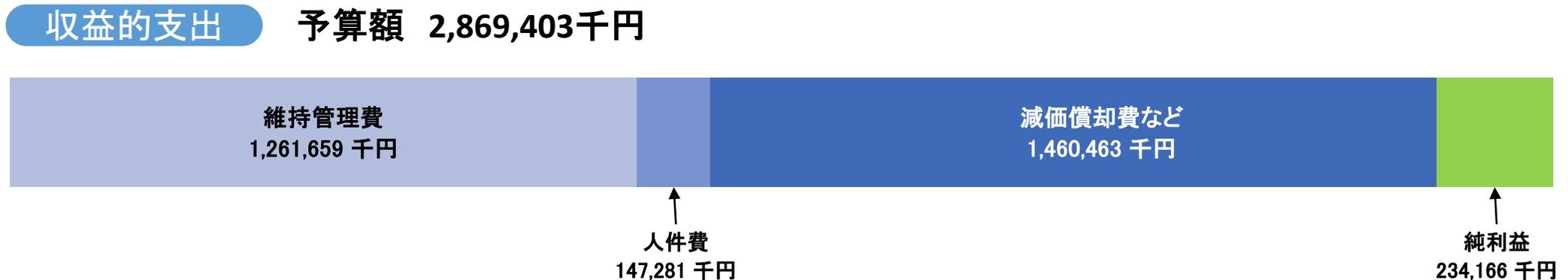
5,479,318千円

(収益の支出2,869,403千円＋資本の支出2,609,915千円)



(2) 収益的収支

- 収益的収支とは、水道水をつくるための収入と支出のことです。



(3) 資本的収支

- 資本的収支とは、水道施設を整備するための収入と支出のことです。



(4) 主な事業

老朽管更新事業 石綿セメント管布設替工事 事業費631,279千円
更新延長12,170m 市内全域

施設整備事業 ①花園第一・第二配水場改修工事 事業費197,000千円
花園第一・第二配水場間送配水管布設替工事
更新延長850m(送水管420m、配水管430m)
花園第二配水場電気計装工事

②皿沼浄水場更新工事 事業費471,680千円
着水井・塩素混和池、ろ過機基礎築造、場内配管、管理棟新設

③皿沼浄水場No.2配水池耐震補強・改修工事 事業費271,172千円

3. 令和2年度下水道事業会計予算

(1) 予算規模(公共下水道事業＋農業集落排水事業)

6,396,719千円

(収益の支出3,424,145千円＋資本の支出2,972,574千円)



(2) 収益的収支

- 収益的収支とは、下水を処理するための収入と支出のことです。

収益的収入 予算額 3,536,550千円

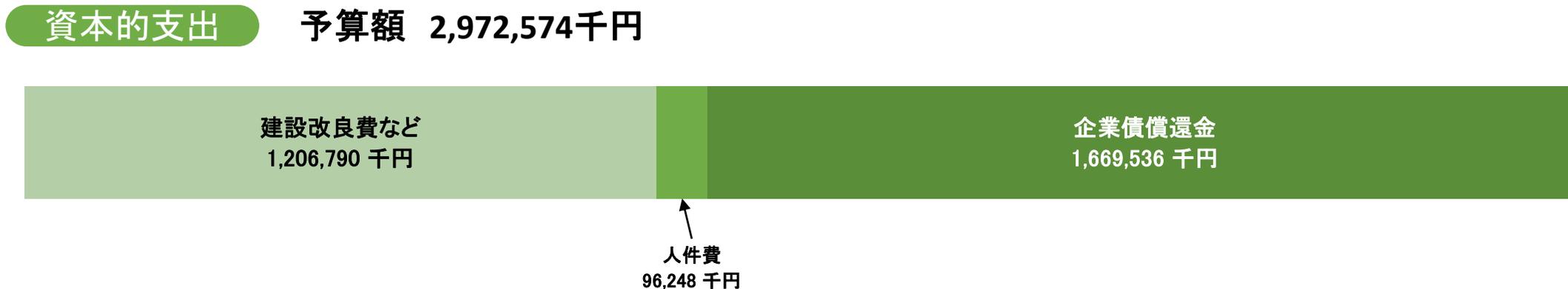
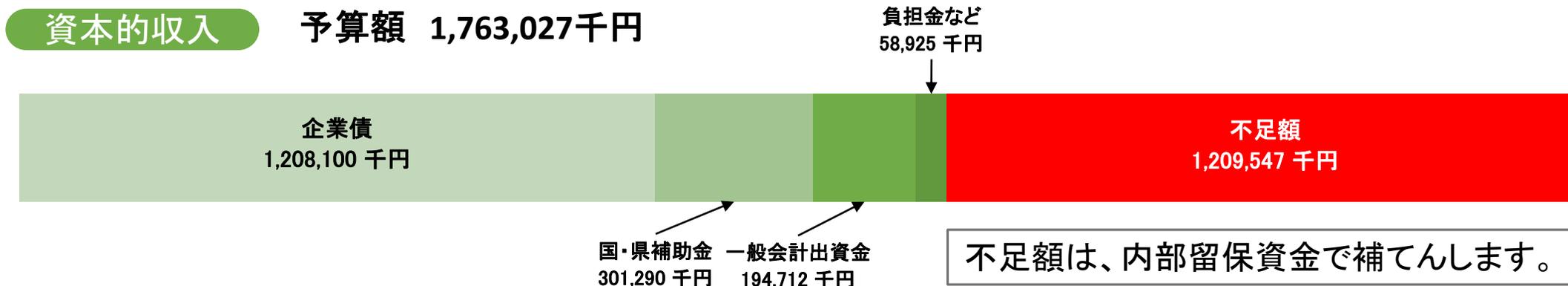


収益的支出 予算額 3,424,145千円



(3) 資本的収支

- 資本的収支とは、下水道施設を整備するための収入と支出のことです。



(4) 主な事業

- 公共下水道事業**
- ① 汚水管布設工事 事業費348,000千円
施工延長4,451m
東方東部地区・岡部地区・上原地区・国済寺地区
 - ② 雨水管布設工事 事業費96,980千円
施工延長81.7m 小前田地区・国済寺地区
 - ③ 深谷市浄化センター更新工事 事業費187,000千円
沈砂池ポンプ棟、水処理施設、塩素混和池、管理棟、汚泥処理棟など
 - ④ スtockマネジメント計画 事業費39,700千円
- 農業集落排水事業**
- 管路施設改修工事 事業費237,919千円
マンホール交換、止水工事、中継ポンプ改修など
施工延長356m 下郷地区・大谷地区・大谷西地区

【参考1】公共下水道事業収支

- 下水道事業のうち**公共下水道**の内訳です。

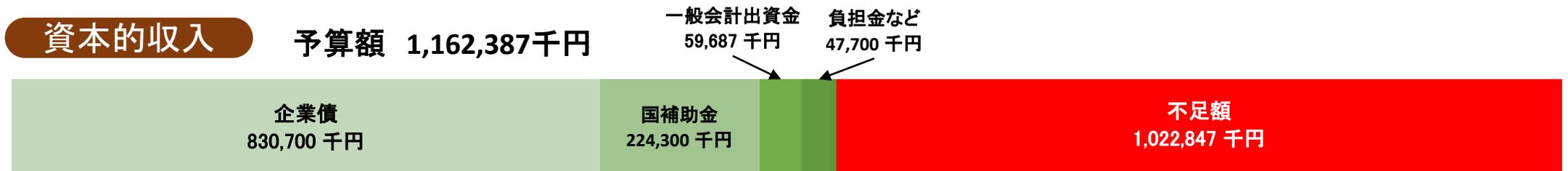
収益的収入 予算額 2,573,300千円



収益的支出 予算額 2,414,107千円



資本的収入 予算額 1,162,387千円

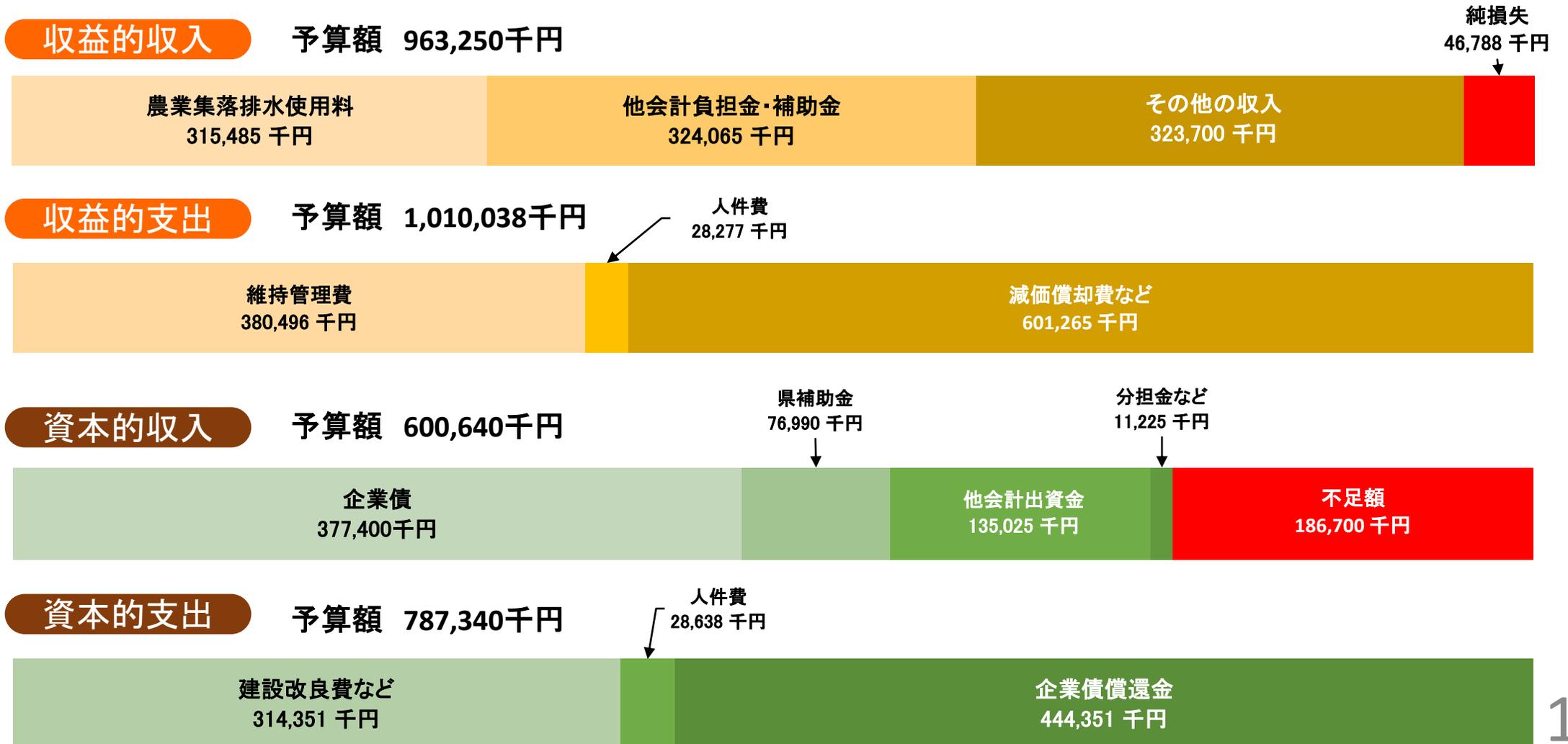


資本的支出 予算額 2,185,234千円



【参考2】農業集落排水事業収支

- 下水道事業のうち農業集落排水の内訳です。



令和2年度 第1回 深谷市上下水道 事業運営審議会 資料

～公共下水道受益者負担金及び農業集落排水受益者分担金の
現状と課題について～



下水道事業における受益者負担金 及び受益者分担金制度

- 公共事業によって、特定の者に対してのみ利益が生じる場合に、事業費の一部を負担していただく制度。
- 特定の者とは
下水道は、道路や公園などの誰でも利用できる施設と異なり、その整備された区域のかたしか利用できないため、利益を受けるかたが明確である。

「公共下水道受益者負担金」とは？

- 公共下水道の整備により利益を受ける者が明確であり、また、特定の範囲の生活排水が適正に処理され、生活環境が改善することにより、資産価値の向上につながることから、この制度が採用されている。
- **公共下水道 ⇒ 受益者負担金**（都市計画法第75条）

国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

深谷市の受益者負担金（公共下水道事業）

	深谷排水区域	岡部排水区域	川本排水区域	花園排水区域
受益者負担金	300円/m ²	500円/m ²	600円/m ²	650円/m ²
区域外流入負担金	300円/m ²	500円/m ²	600円/m ²	650円/m ²

【参考】上記の表のとおり、各排水区域において単価に差異が生じているが、岡部・川本・花園排水区域については、一括納付者に対し金額の約10%～15%程度を報奨金として交付している。

「農業集落排水受益者分担金」とは？

- 農業集落排水の整備により利益を受ける者が明確であり、また、特定の範囲の生活排水が適正に処理され、生活環境が改善することにより、資産価値の向上につながることから、この制度が採用されている。
- **農業集落排水 ⇒ 受益者分担金**（地方自治法第224条）
普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

深谷市の受益者分担金（農業集落排水事業）

	旧市町村名	排水処理区域の名称	一戸当たりの金額	組合
1～10	深谷市	大谷・大谷西・人見西部・境・かしあい・本田ヶ谷・中通り・折之口・人見・大寄東部	400,000円	無
1	岡部町	三浦	240,000円	無
2～4		後榛沢・針ヶ谷・南岡	500,000円	
1	川本町	瀬山	400,000円	無
2		本田東	450,000円	
3		長在家西	510,000円	
4		畠山	530,000円	
5		本田中央	550,000円	R7解散予定
6		上原	720,000円	無
7		長在家東	910,000円	R4解散予定
8		畠山南	970,000円	R6解散予定
9		本田南	1,100,000円	R2解散予定
1	花園町	中郷	270,000円	無
2		下郷	409,000円	
3		永田北根	624,000円	R1解散予定
4		上郷	668,000円	R6解散予定

過去の審議会の答申 (公共下水道受益者負担金)

深谷市公共下水道事業運営審議会

- **平成22年3月29日答申**

事業認可区域拡大時に下水道事業運営審議会を開催し、社会情勢、深谷市財政及び景気動向等を踏まえ、改めて再編協議されたい。

- **平成26年10月15日答申**

新たな事業の算定を行う次回事業認可拡大を行う際に、負担金単価の改定及び市内の単価統一について検討する。

過去の審議会の答申 (農業集落排水受益者分担金)

深谷市農業集落排水事業審議会

- **平成22年3月29日答申**

新規事業地区の受益者分担金の額は、新規事業地区に着手する時に決定されたい。

課題

1 公共下水道受益者負担金

- 現在も整備途中であることから、現段階で単価を統一することは、同じ区域内の利用者の負担金額に差異が生じることとなる。

2 農業集落排水受益者分担金

- 受益者分担金の徴収は市で行っているが、一部の処理区では組合が徴収しており、徴収方法が統一されていないことから、組合が存続する間に受益者分担金を再編することは、組合との調整など課題がある。

3 農業集落排水の公共下水道への統合

- 農業集落排水の公共下水道区域への統合後、すでに農業集落排水受益者分担金を納入済みの使用者の取扱いを検討する必要がある。
- 農業集落排水の公共下水道区域への統合後の新規接続に係る負担についての取扱いを検討する必要がある。